

### 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請について（公告）

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があった。

なお、特定非営利活動促進法第25条第5項で準用する第10条第2項に規定する申請書の添付書類は、新潟県県民生活・環境部県民生活課及び新発田地域振興局において縦覧に供する。

平成24年8月3日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 申請のあった年月日  
平成24年7月2日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人森と自然の会
- 3 代表者の氏名  
小泉 賢司
- 4 主たる事務所の所在地  
新発田市新栄町三丁目5番6号
- 5 定款に記載された目的

この法人は、子供たちの人格形成に不可欠な自然、森林、樹木（以下森林等という）との触れ合いの機会や興味を失っている子供たちに対して、生命を育む源である森林等を守り、育てる森林保護活動を通して、森林等への興味を喚起する様々なイベントの開催を行い、定期に子供たちが森林等と触れ合う機会を創出し、同時に日本古来の木々が伝える伝統文化を尊重する心を喚起させ、もって感性豊かな子供たちの人間育成に資する活動を実施することを目的とする。

- 6 定款に記載された特定非営利活動の種類
  - (1) 社会教育の推進を図る活動
  - (2) 環境の保全を図る活動
  - (3) 消費者の保護を図る活動
  - (4) 前号の活動を行う団体の運営または活動に関する連絡、助言又は援助の活動
- 7 定款の変更内容

変 更 後	変 更 前
(職務) 第15条 理事全員は、この法人を代表する。また、 理事長は、この法人の業務を総理する。	(職務) 第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を 総理する。